

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第69号	
事故等種類	衝突（定置網）	
発生日時	平成23年10月19日 11時20分ごろ	
発生場所	新潟県新潟市新潟港西区西方沖 新潟港西区西突堤灯台から真方位256° 2.6海里付近 （概位 北緯37° 56.9′ 東経139° 01.1′）	
事故等調査の経過	平成23年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	監督測量船 なおかせ、17トン	
船舶番号、船舶所有者等	220-21208新潟、国土交通省北陸地方整備局	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	本船 プロペラ曲損 定置網 ロープ及び漁網切断	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、新潟港の西区西方沖を西区に向けて航行していた。</p> <p>船長は、西区西方沖に定置網（以下「本件定置網」という。）が設置されていることを知っており、‘本件定置網の周囲に設置されている標識旗’（以下「標識旗」という。）が近くなったら左転して本件定置網を避けて西区に入航する予定でいた。</p> <p>船長は、標識旗が近くなってきたので減速して双眼鏡で標識旗の内側を見たところ、本件定置網の漁具を視認しなかったため、本件定置網が設置されておらず、標識旗付近を航行できると判断して航行し、平成23年10月19日11時20分ごろ本船が本件定置網に進入した。</p> <p>本船は、両舷推進器に本件定置網のロープ及び漁網が絡まったが、右舷推進器の本件定置網のロープ及び漁網を除去し、自力で新潟港の西区に着岸した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約6～7m/s、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、波高 約1～1.5m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、新潟港の西区西方沖を航行中、船長が、標識旗を認めた際、標識旗の内側に本件定置網の漁具を視認しなかったため、標識旗付近に本件定置網が設置されておらず、標識旗付近を航行可能と判断したことから、本件定置網に向かって航行し、本件定置網に進入して損傷したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、新潟港の西区西方沖を航行中、船長が、標識旗を認	

	<p>めた際、標識旗付近に本件定置網が設置されておらず、標識旗付近を航行可能と判断したため、本件定置網に向かって航行し、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 定置網の標識旗の増設及び設置場所を検討すること。</li><li>・ 可能な限り定置網の設置場所から離れて航行すること。</li></ul>